

## 千葉県銚子市沖における協議会（第3回）議事録

日時 令和2年6月4日（木）16:00～17:30

場所 オンライン開催

### ○参加者

経済産業省 清水課長、国土交通省 松良課長、千葉県 商工労働部田中部長、農林水産省 小林計画官、銚子市 越川市長、旭市 小倉課長、千葉県漁業協同組合連合会 坂本代表理事会長、銚子市漁業協同組合 和田副組合長理事、海匠漁業協同組合 土屋代表理事組合長、関東旅客船協会 宮内氏、東京理科大学 菊池教授、（一財）日本エネルギー経済研究所 工藤理事、（一社）海洋産業研究会 塩原事務局長、（一社）海洋エネルギー漁業共生センター 渋谷理事、足利大学 永尾特任教授、環境省 鈴木室長補佐

### ○議題

- （1）事務局説明事項（海底ケーブル敷設ルートに係る区域と本区域の想定出力量）について
- （2）本協議会のとりまとめについて

### ○清水課長

定刻になりましたので、ただいまから再エネ海域利用法に基づく千葉県銚子市沖の協議会の第3回を開催したいと思います。本日は、大変御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本日の議事に入る前に本日の会の進め方等につきまして、私から少し御説明させていただきます。

本日は、皆様方、今それぞれの事務所等にいらっしゃると。この状況から分かりますとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止という観点から、全面的にオンラインで開催いたします。各構成員の皆様方、本日ビデオ会議のアプリを使って、それぞれの御自宅、職場等から御参加いただくという形で開催したいと思っております。オンラインでの会議の開催に当たりまして、事務的な連絡点を幾つか私から冒頭、御説明させていただきます。

まず1点目に、カメラ、マイクの取扱いでございます。音声は二重に聞こえるなどの問題、それから回線の容量といったこともございますので、発言いただく方のみカメラとマイクをオンにさせていただくということで、御発言時以外はカメラを停止状態、音声をミュ

ートということでお願いできればと思います。

続きまして、御発言を御希望される際でございますが、こちらの会議アプリのチャット機能を活用して発言の希望の旨を御入力いただけるよう、お願いいたします。それも踏まえて座長から御指名していただくような形をお願いできればと思いますので、その上でマイクをオンにさせていただくという形での御発言をお願いできればと思っております。

3点目に、御発言の際、万が一に音声が途切れてしまっているといったようなことは避けなければならないということで、面倒でございますが、毎回通話状況の確認をさせていただきつつ、その上で御発言を頂くという流れにしたいと思っております。システム等のトラブルで御発言できない場合は、一旦順番を前後させていただくといったことも含めながら、少し柔軟に対応できればと思っております。

万が一通信トラブルが生じたような場合につきましては、あらかじめお伝えしております事務局の連絡先のほうにお電話を頂戴できれば、対応を至急考えたいという形で運営したいと思っております。何分こういった形での協議会の開催は千葉において初めてということもございます。不明点等ございましたら事務局までお知らせいただければと思っております。

また、傍聴でございますが、本日の協議会の一般傍聴につきましては、同じく新型コロナウイルス感染症への対応といったことを踏まえまして、また、より多くの方に傍聴いただくという観点から、このオンラインの会議をインターネット中継、YouTubeでの視聴という形で公開させていただくという形で対応できればと思っております。

以上、事務的なところの連絡でございますが、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の御出席者の紹介に移らせていただければと思います。本協議会の構成員の皆様方につきましては、御紹介は割愛させていただきますが、人事異動で今回新しく代わられた方の御紹介をさせていただければと思います。

千葉県商工労働部の田中剛部長でございます。一言お願いいたします。

○田中部長

千葉県商工労働部の田中でございます。よろしくお願いいたします。

○清水課長

ありがとうございます。

また、本会におきましては、法律の第9条第5項の規定に基づきまして、関係行政機関から必要な助言を頂くことができるとされてございます。第2回に引き続きまして、自然環境面での必要な情報提供を頂くという観点から、環境省にも御参加いただいております。環境省大臣官房総合環境政策統括官グループの環境影響審査室の鈴木清彦室長補佐でございます。

○清水課長

では、これからの議事進行につきましては、永尾座長にお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○永尾座長

永尾でございます。聞こえていますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○清水課長

はい、大丈夫です。

○永尾座長

何しろ慣れないやり方でございますので、途中不手際があるかもしれませんが、その節はお許してください。

では、早速事務局から配付資料の確認をしていただいた上で、具体的な議事に入りたいと思います。まずは事務局より配付資料の説明をお願いいたします。

○清水課長

エネ庁の清水でございます。

配付資料でございますが、今回は、皆様方にお送りさせていただいております資料がございますが、議事次第のところにありますとおり、配付資料といたしまして、資料1で出席者名簿、資料2で事務局の説明資料、資料3で協議会意見のとりまとめの案ということ、資料4で同じく促進区域の案、参考資料で第2回の協議会議事要旨とさせていただいております。

傍聴の方につきましては、資源エネルギー庁のホームページ等で御確認いただければと

思います。

以上でございます。

○永尾座長

どうもありがとうございました。

それでは、早速議題1、事務局説明事項（海底ケーブル敷設ルートに係る区域と本区域の想定出力量について）に入りたいと思います。事務局より資料2に関する説明をお願いいたします。

○清水課長

事務局、清水でございます。

それでは、資料2、パワーポイントの資料に基づきまして、2点御説明させていただければと思います。

めくっていただきまして、ファイルで言うと右肩のところに1ページと入っております。PDFのファイルで言うと2枚目のところでございますが、まず「海底ケーブルの敷設ルートに係る区域について」という説明でございます。

今回、法律に基づきまして今後促進区域を指定していくというわけでございますが、その促進区域の指定に当たりまして、海底ケーブルを敷設する部分をどうするのかといった論点がございます。このパワーポイントの資料の下の方でございますとおり、有望な区域ということで、点々で示した範囲のところを第1回の協議会するときにもお示ししているところでございますが、最終的にここで発電した電気を何らかの形で陸揚げするということとなります。

その部分についても区域に指定していくということでございますが、現時点ではその部分が分からないといった問題がございます。上の青い囲いのところでございますが、最初のポツのところ。今申し上げましたとおり、海底ケーブルの敷設ルートについては、これは公募前の段階では、事業者によってケーブルの敷設ルートというのは異なり得るということでございますので、なかなかこれを決定できない。むしろ公募終了後に、選定された事業者さんがどのところで系統に連系するといったこと。それから、その地形等も勘案しつつ決定していくということが流れとなります。そのため、現在の有望な区域におきましては、海底ケーブルの敷設ルートに係る部分につきましては、区域には含まれていない

というところがございます。

3点目のところがございます。一方で、将来発電するといった状況になった場合に、安定的な発電事業の実施を確保するためには、海底ケーブル敷設部分についても区域として指定し、長期の占用を認めるということが重要になってまいります。

これらの点も踏まえまして、海底ケーブルの敷設ルートに係る区域の部分については、今の時点ではなかなか見通しが見つからないということで、公募で事業者さんが選定された後に、本協議会において必要な調整・協議を実施した上で、促進区域の変更・追加を行うということを今の時点で御了解いただければということで、かけさせていただいている内容でございます。この点々と陸の離れている部分の間につきまして、必要な場合に、位置的に敷設ルートに限って区域として追加するというところがございます。

念のためでございますが、港湾区域については、促進区域の対象外になってございますので、港湾区域を経由したルートになる場合には、この促進区域の変更・追加ということとは不要といった整理になってございます。

以上の点が、右肩1ページ目、ファイルで言うところの2ページ目の説明でございます。

続きまして、もう一つの論点といたしまして、右肩に2ページという数字が書いてございますファイルの3枚目の「本区域の想定出力量について」というところがございます。区域の面積や位置を変更するといったような話ではございまして、この区域における想定出力量といった論点について、でございます。

本区域の想定出力量につきましては、第1回の協議会の資料5だったと思いますが、資料で約20万キロワットということで記載してございます。これは、その当時利用可能な電力システムの容量等を勘案して記載させていただいたものでございます。一方で、千葉方面での基幹システムの一部については、昨年の秋以降、系統混雑時には発電設備の出力を制御することを前提に受け入れるということで、新しいノンファーム型接続の試行的な取組ということが始まっておりまして、この仕組みの中で新しく系統の確保といったことが可能なエリアになってございます。

3点目のポツでございます。そういった意味で、利用可能な系統の容量といった制約が少し緩やかになりますと、この面積でどれだけの発電ができるのかといったことがもう少し拡大する可能性がございます。3点目のところですが、欧州の実績ということで右側でございます。ヨーロッパにおける面積当たりの設備容量と、今回の有望な区域として指定している39.5平方キロメートルの海域というところから機械的な試算をすると、17

から47万キロワットぐらいの風車の建ち得る面積ということでございます。当然風ですとか自然環境等によって変わり得ますが、これはあくまで機械的な試算でございます。

といったことでございますので、これらの結果も踏まえますと、利用可能な電力系統容量が増加した場合に機械的な試算を踏まえると、もともとの20万キロワットといったところから倍程度にまで拡大する余地があるということでございます。一応第1回の会で、事務局から約20万キロワットというふうに記載しておりますので、この点について変更があり得るといったことについて事前に御説明したほうがいいと思い、念のためこれを御報告させていただくということでございます。

以上、協議会の意見のとりまとめに先立ちまして、本促進区域に関する幾つかの事項ということで、2点事務局から御説明させていただきました。事務局からは以上でございます。

#### ○永尾座長

ありがとうございました。

ただいま御説明いただいた海底ケーブルの敷設ルートに係る区域と本区域の想定出力量につきまして、皆様から御意見、御質問をお伺いしたいと思います。なお、御意見、御質問がある場合は、右のほうにありますけれども、この機能のチャットの部分に発言しますということを入力の上、もしくは画面で手を挙げていただく等の表示をお願いします。それを見た上で私から指名させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

どなたかございませんでしょうか。まず、どなたかこのチャット機能を使って手を挙げていただいて、質問等ありましたらお受けしたいと思います。もしくは、カメラをオンにして手を挙げていただいても結構です。そのときは名前を言ってください。

いかがでしょうか。

工藤さん、よろしく願いします。

#### ○工藤構成員

清水課長に確認なのですけれども、本日御説明いただいた内容については、ここでどういう形で皆さんが合意をすべきことなのか。あくまでも情報として聞いておけばいいことなのか。そこのところの最初の御説明がちょっとなかったものですから、それだけ確認させていただきます。

2点目、表現上、倍近くということは、当然のことながら将来的な部分については幅があるというようなことで認識してほしいという、そういう理解でよろしいのか。それだけ確認させてください。

○清水課長

ありがとうございます。では、清水から回答させていただきます。

本日この後の議題で、協議会意見のとりまとめの案ということで、協議会として、まさにこういう洋上風力であれば、こういう形の前提であれば一緒にやっていけるというようなことについての、この協議会としてのとりまとめの御議論をしていただくということでございますので、その段階で、可能な限り促進区域がどういうものになるのか。もしくは将来的にこういう可能性があるのかといった情報について御提供させていただく必要があるかと思ひまして、今の時点で事務局として認識している区域の指定ですとか、区域における洋上風力の在り方に関することについて御報告させていただきました。そういう意味では、こういった内容で問題ないといったことについて、協議会としても御了解を頂ければありがたく、と思っております。

以上でございます。

○永尾座長

ありがとうございました。

続きまして、菊池様から質問の手が挙がっておりますが、お願いいたします。

○菊池構成員

海底ケーブル敷設ルートに関してですが、港湾区域内を通る場合、促進区域の変更は関係ないということでしたけれど、もしその外側を通るときは、実際上は線状のエリアを指定するのと思うんですけど、その幅というのはどの程度の寸法になるのかということ、ちょっと参考のためにお聞きしたいと思って質問させていただきました。いかがでしょうか。

○清水課長

清水でございます。

まさにケーブルが引かれるところについて、今回の促進区域を指定すると、その海域について最大30年占有できるというルールの中で安定的に発電できるということになりますので、そのケーブルがしっかりとそのエリアとして確保されるといったことが必要であり、逆に言えばそれで十分でございます。すいません。私も知識が若干不十分で不正確かもしれませんが、イメージで言うと十数メートルとかそれぐらいの幅なんじゃないかというふうな認識でございます。

○菊池構成員

はい、分かりました。どうもありがとうございました。

○清水課長

すいません。もう一点だけよろしいでしょうか。

先ほど工藤様から御質問いただいた2点目のところでございます。そういう意味で、結論的に申し上げますと、最終的に選定された事業者さんが、どの程度の規模で洋上風力の事業を実施されるかということについては幅があり得るということで、御質問のとおりでございます。

一方で、まさに選ばれる区域の大きさといったことについては、今回の今お示ししているところから変更されるようなものではございません。

以上でございます。

○永尾座長

ありがとうございました。

ほかに御質問がありましたら、お願いいたします。

今までこの会議システムは非常にうまくいっているような気がしますが、あまりふだんの会議と変わらないような雰囲気できて、事務局の準備が大変だったろうと思って、感謝申し上げます。

ほかに何かございましたら、お願いいたします。

ようございますか。後でほかの議論をするときに、またこの議題に帰る必要がありましたら、そこで議論させていただきたいと思います。

では、この議論に関しまして、今説明いただいた資料は、事務局の資料をまとめると、

海底ケーブルについては、事業者が決まった後に促進区域の変更等があり得ることが1点、2点目として、本区域の想定出力量は、当初想定の倍程度まで拡大する余地があることについて説明がありましたが、これに関しては協議会として了解するというところでよろしいですか。一斉に手を挙げていただいても結構なのですが、御意見が特にございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

では、特に意見がないようでございますので、この件は了解するというところで、この協議会の結論としたいと思います。

では、続きまして議題2について、行きたいと思います。議題2は、本協議会の意見とりまとめについて、でございます。なお、議題2は、協議会意見の最終的なとりまとめということになります。事務局説明の後に、協議会構成員の皆様全員から一言ずつ御発言を頂きたいと思います。

では、初めに事務局より御説明をお願いいたします。

#### ○清水課長

資源エネルギー庁、清水でございます。

では、事務局からお手元の資料3、資料4に基づきまして説明させていただければと思います。

まず資料3でございます。千葉県銚子市沖における協議会意見のとりまとめの案というところでございます。この内容は、第2回の際に協議会構成員の皆様方から頂いた様々な御意見、それからそれを踏まえましてたたき台を作りながら御議論させていただく中で、それぞれの構成員の方からの御要望等も踏まえまして、事務局として、今日の御議論のたたき台としての案として提示させていただくものでございます。

全体の構成でございますが、とりまとめ案ということで、1ポツ、「はじめに」、2ポツで「協議会意見」、3ポツ、「留意事項」ということですが、留意事項が並んでいるというものでございます。

まず冒頭の1ポツ、「はじめに」というところでございますが、これはこのとりまとめの位置づけということで、再エネ海域利用法の第9条第1項の規定に基づいて、千葉県銚子市沖における協議会を設置し、この区域における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、それからその区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し

での必要な協議を行ったという位置づけです。

2 ポツで協議会の意見ということで、この区域における発電について、漁業操業、既設海洋構造物の運営及び船舶航行など、海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添図面及び座標のとおり着床式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。

「ただし」ということをございまして、指定に当たっては、次の事項について公募から撤去まで含めた全過程において留意することを求めると。特に、選定事業者は漁業との共存共栄の理念について理解するとともに、発電事業の実施の各段階において関係漁業者の理解を得る必要があることに留意することを求めるということで、この留意する事項を前提に、この促進区域の指定は問題ないといった立てつけになりまして、以降が留意事項というふうになってございます。

3 ポツ、「留意事項」のところでございます。全体（1）から（8）まで8項目でございます。

まず、1 点目が全体理念でございます。選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を行うこと。発電事業者は、地元との共存共栄の理念、それからこの事業が地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有することについて理解し、地元自治体とも連携しながら、地域に所在する港湾の活用なども含め、地方創生に資する発電事業の実施に努めることと。

また、上記の価値を具現化するために、地元自治体が講ずる諸施策について認識するとともに、合理的な範囲において適切な協力を行うということで、協力の例というのがその後の参考でございますが、1 つは、これも協議会の中でも御要望がありました洋上風力発電における電気の地域における活用ということで、地域新電力の活用ですとか、災害時の電力供給に係る検討・計画策定への協力などといったこと。

同じく御要望がありました名洗港の活用を通じた洋上風力発電事業の円滑化及び地域経済の活性化、観光資源としての活用ですとか、環境教育・広報のための利用といったようなこと。発電事業を通じた地域経済の活性化や地元雇用の増進といったものを例示として挙げてございます。

2 ページ目に既に入っておりますが、一番上のポツのところですが、地元自治体については、この円滑な発電事業の実施、それからこれも契機とした新たな産業、雇用、観光資源の創出に向けて、連携しながら必要な支援・対策等を行うこと。

続いて、本協議会の構成員、選ばれた事業者については、閣議決定いたしました基本方針に記載された長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用との調和、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入促進といった4つの目標の実現に向けて適切な対応を行うこと。

最後に、協議会は、選ばれた事業者、選定事業者がこの本協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合においては、発電事業の円滑な実施を妨げることなく、洋上風力発電における海域の利用について了承するものとする、というのが全体でございます。

続いて（2）で、漁業との共存共栄及び漁業影響の調査というのが2つ目の固まりでございます。

1点目に、選定事業者は地元漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、信頼関係の構築に努めること。2点目に、その理念の下で、銚子市沖の海域において操業される漁業との協調・共生・振興の取組ということで、具体的には漁業との協調・共生策を検討するための漁場実態調査、魚礁設置等の漁場の形成策、漁船保険・燃油等の組合員支援を含むといったようなものを実施するために、地元自治体が設置する基金及び一般財団法人千葉県漁業振興基金に出捐すること。

このうち、地元自治体が設置する基金に出捐する部分につきましては、地元自治体が関係漁業者等を交えた協議の場を設けながら、基金の運営について必要な協議を行っていくこと。振興基金に出捐する分につきましては、自治法に基づく枠組みなどの活用もしながら、運用の適正性をしっかり確保しつつ、振興基金及び関係漁業者等でこの運用方法について必要な協議を行うとともに、資金の区分経理ですとか、外部監査の実施といった透明性の確保のための方策を確実に取るということ。それから、必要に応じて、関係漁業者は、振興基金に出捐された資金の管理・運営に関して、協議会の構成員に対して状況の報告を行うこと、ということでございます。

4点目に、選定事業者は漁業への影響について十分に配慮するために、漁業影響調査を行うということで、その具体的な方法ですとか時期については、関係の漁業者、専門家、自治体の意見といったことを聴取するとともに、それを尊重するということ。

最後に、関係漁業者、専門家、自治体等は、基金の設置、運用に際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮することというのが、（2）の固まりでございます。

続きまして、（3）以降が、設置、建設、実施といった洋上風力のそれぞれのプロセスに

おける留意点でございます。

まず、設置位置等についての留意点というのが(3)でございます。設置に当たっては、海域において操業される漁業への支障を十分に配慮し、関係漁業者への適切な説明・協議を行うこと、というのが1点目でございます。

2点目で、設置に当たって、既存の海洋構造物への支障がないように丁寧な説明を行うこと。

船舶の航行の安全を確認するという観点で、必要な協議をしっかりと行うというのが3点目。

4点目に、設置に当たっては、国指定の名勝及び天然記念物である屏風ヶ浦をはじめとする国定公園等における地形・景観が有する文化的・環境的・地球科学的な価値に留意しながら、地元自治体との丁寧な説明・協議を行うこと。また、関係法令に基づいて、屏風ヶ浦等への影響を、協議結果ですとか学識経験者の意見なども踏まえながら、専門的な調査・予測・評価を行うとともに、その結果を踏まえ、影響を軽微にするための適切な対応を行うことということで、こちらも協議会でお話もありました屏風ヶ浦との共生といったことを記載してございます。

(4)で、建設に当たっての留意点でございます。建設に当たって、でございますが、事前の調査、それから建設及び安全対策に当たりまして、地域経済の活性化、地元雇用の創出にも配慮しつつ、十分な時間的余裕を持って十分な協議を行うということが1点目。2点目に、選定事業者が事故等によって既存の構造物に影響を与えないように必要な措置を取るということ。

(5)が実施に当たっての留意点ということで、めくっていただきまして4ページ目のところでございます。1点目が、選定事業者が維持管理、撤去等の実施に当たりまして、地域経済の活性化、地元雇用の創出にも配慮しつつ、関係者、地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。選定事業者は、船舶の安全の確保のための運航ルールについて協議を行うことというものでございます。

(6)で、終了したときのことでございます。原則として撤去を行うことでございます。ただし、当該洋上風力発電設備等が漁場の形成の機能を有している場合などにつきましては、関係漁業者等の同意を得た上で、環境保全にも十分配慮しながら、一部の残置も認められるといったこともあり得るといったことが書いてございます。

(7)で、環境配慮事項ということでございます。選定事業者は、アセス法その他法令

に基づいて適切な評価を行うこと。その際に、本海域では、ウミスズメ、ヒメウといった希少な鳥類の生息も確認されていること。本海域の一部が、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に選定されていること。水郷筑波国定公園内の天王台園地、犬若屏風ヶ浦線道路といったような利用等々も含めて、主要な眺望点が存在していることも踏まえた適切な対応を行うこと。

具体的には、風車の影による影響、鳥類、海生生物、景観、人と自然との触れ合いといったことも含めて、適切に調査・予測・評価を行うとともに、結果を踏まえて、影響を回避・低減できるような配慮をすること。その際には、風力発電施設における鳥類のセンシティブティマップの知見も活用すること。

3つ目のポツのところでございますが、環境影響評価については、予測評価にも不確実性が生じるということもございますので、必要に応じて工事中・供用後も環境監視や事後調査を実施して、重大な影響が懸念される場合は、追加的な措置を講ずることというものでございます。

最後に（8）で、その他というところがございます。1個目のポツが、これも前回の協議会でも御議論がございました。公募参加者は、本協議会意見の内容に対する公募参加者の理解を深めるため、公募開始前及び期間中に開催される協議会構成員による説明会に参加することということで、説明会を開催すること。

最後でございます。今まで申し上げた点、上記以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合には、必要に応じて本協議会を通じて行うということでございます。

以上、長くなりましたが、重要な部分も含まれてございますので、全体を通じて御説明させていただきます。事務局からは以上でございます。

○永尾座長

ありがとうございました。

今回の協議会のとりまとめという非常に重要な文章でございますので、参加の皆様、協議会の皆様全員から1つずつ御意見をお伺いしたいと思います。利害関係者、次に行政関係者、最後に有識者の皆様の順に指名させていただきます。順番として、銚子市漁協様、海匠漁協様、千葉県漁連様、関東旅客船協会様、千葉県様、銚子市様、旭市様、水産庁様、菊池構成員様、工藤構成員様、塩原構成員様、そして渋谷構成員様といった順番でお願いしたいと思います。

早速ですが、銚子市漁協様、よろしくお願いいたします。

○和田副組合長理事

銚子市漁協、和田です。

この意見のとりまとめでよろしいと思います。特に、最後の「その他」にうたっておりますように、公募参加者は、公募参加前、期間中に開催される説明会に参加して、我々漁業者の意見をよく理解してもらいたいということをよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○永尾座長

ありがとうございました。

続きまして、海匠漁協様、よろしくお願いいたします。

○土屋代表理事組合長

海匠漁協、土屋です。

我々としましては、このとりまとめに書かれているとおり、事業者の皆様には地元漁業との共存共栄の理念を十分に御理解いただき、漁業者が着実に協調策を実施できるよう、御協力いただきたいと思います。

特に、近年漁獲が減少しているシラウオ漁については、県などと連携し勉強会を開催するなど対策を検討しているところであり、この機会を生かして、新たな藻場・漁場造成につながることを期待しています。また、協調・共生策の基礎となる漁場実態調査や漁業影響調査が適切に行われ、銚子市沖での洋上風力が着実に進んでいくよう、銚子市漁協や地元旭市との連携を密にしながら関わっていきたいと考えています。

以上です。

○永尾座長

ありがとうございました。

続きまして、千葉県漁連様、よろしくお願いいたします。

○坂本代表理事会長

千葉県漁連の坂本でございます。今日はいろいろ御苦労さまです。

地元の銚子市漁協、それから海匝漁協のほうが、漁業共生策についていろいろ考えているというようなことでありまして、その点に関しましては、千葉県漁連としてはそれ以上言うことはないと思っております。

ただ、1点だけ。今まで東京湾をはじめとした内湾地区において、ずっと国の施策、産業政策に従って開発と共存してきました千葉県漁連としましては、今回の洋上風力発電においては、とりわけ（５）の発電事業の実施に当たっての留意点に関して、1点意見を述べたいと思います。

この発電事業の実施というのは、洋上風力発電の維持管理等、20年以上にわたって洋上にある構築物を維持していくということが必要なものであって、この点が今まで例えば埋立てのように消滅補償が起きる開発と大きく違う点であると思います。洋上にある構築物とその維持管理といったものと漁業が、どうやって共生していく、また協調していくことができるのかということが、これは20年以上にわたって行われる事業でありますので、非常に重要な点じゃないかなと思っております。

つまり、この洋上風力発電の事業をやる方に対しては、とりわけ地元の漁業者、それから地元の関係者と一緒ができるような業務に関しては、できるだけ共同で行ってもらいたい。発電事業者は大企業でありますし、様々な関連企業であるとか、さらにまた大きな資本を持っていると思いますけれど、地元との協調ということで、地元との仕事を一緒にやっていく、地元の漁業者たちと仕事を一緒にやっていくんだという部分というのを作っていただければと思っております。

漁連としましては、新しい漁業の事業、漁業協同組合の事業というもの、さらにまた若い組合員たちに新しい仕事を創造していくということが最も重要なこれからの漁連の役割じゃないかと思っておりますので、この点が、この洋上風力を維持管理、また建設していくことによって一緒にできる部分になればと思っております。

そういった意味で、この（５）の「実施に当たっての留意点」ということが非常に重要であり、今後地元の漁協さんがいろいろ説明会をやると聞いておりますので、漁連も一緒になってその説明会に参加して、そのときにいろいろな詳しい意見を述べたいと思っております。よろしく申し上げます。

○永尾座長

坂本会長、どうもありがとうございました。非常に重要な御指摘、ありがとうございました。

続きまして、関東旅客船協会、お願いいたします。

○宮内氏

関東旅客船協会の事務局代理という形で今回も参加させていただいております。しかしながら、実際地元で船舶の運航事業者でもあります。そういう意味で、今回のこの環境アセスについていろいろとお願いしたい部分があるんですけども、現行案として示されています促進区域の面積、沖合10キロと広い海域ですので、選定事業者の方には、魚類、海鳥、イルカといった生物多様性という観点から、適切に環境アセスの実施をお願いしたいと思います。また、それがひいては海の環境、また周辺環境の保全につながるものだと考えます。

よろしくお願いいたします。

○永尾座長

宮内様、ありがとうございました。

では、続きまして、千葉県様からお願いいたしたいと思います。

○田中部長

千葉県から発言させていただきます。

県といたしましては、これまでの2回の協議会において、銚子市沖への洋上風力発電の導入に向けて、漁業との共生、地域経済の振興、環境・景観との両立の重要性、名洗港の活用などについて御説明し、意見も述べさせていただきました。協議会意見のとりまとめに当たりましては、設置される洋上風力発電が地域の資産として誇りを持っていただきながら、長期間にわたる安定した電力供給にも寄与するという、言わば地域との共存共栄の関係による発電事業となることを念頭に置きながら、調整を進めていただいたところでございます。今回、協議会意見とりまとめ案がこうして提出されるまでに至ったことについて、構成員の皆様に心から感謝を申し上げます。

このとりまとめ案には、事業の実施に当たって留意すべき事項として、漁業との共生、地域経済の振興、環境・景観との両立について地元への配慮が盛り込まれており、これま

での2回にわたる協議会における意見交換等が十分反映されておりますので、本県としてはこのとりまとめ案に賛同いたします。

特に地方創生に資する取組として、県としては、地元にある名洗港をぜひメンテナンス港として利用していただきたいと考えております。なお、港湾の整備が必要となるため、事業者の方にも応分の負担をお願いしたいと思っております。

今後、国において促進区域の指定、公募占用指針の公表、事業者の選定と事務手続を進めていただくこととなりますが、本協議会意見としてとりまとめた内容を十二分に理解した事業者が選定されるよう、よろしく願いいたします。

本県としましても、今後、公募占用指針の評価基準の決定や方法に対し、事業者が提出する公募占用計画の評価などに際しまして、地元の意向が十分反映されるよう意見を述べまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### ○永尾座長

田中様、どうもありがとうございました。

引き続きまして銚子市様からお願いいたします。

#### ○越川市長

銚子市長の越川信一でございます。銚子市を代表して発言させていただきます。

まず今回のとりまとめ案についてであります。これまで2回の協議会で銚子市が主張してきた内容が盛り込まれたということに感謝を申し上げたいと思います。

改めて銚子市の考え方を申し上げたいと思います。

1点目は漁業との共生についてであります。日本一の漁業のまちである銚子市でありますので、選定された事業者の方には、今回のとりまとめ案に示されたとおり、漁業との共存共栄の理念をしっかりと受け止めていただき、洋上風力発電を通して漁業振興に具体的に取り組んでいただきたいと考えております。

2点目ですが、地元の産業界との連携・協力関係の構築をお願いしたいと思います。産業界と連携を図りながら、この洋上風力発電を地域経済の活性化、銚子創生へとつなげていくことが求められております。発電設備の設置や事業の実施に当たっては、事業者には産業関係団体に対しても丁寧な説明と協議を行い、連携した取組をお願いします。

また、名洗港の有効活用につきましても、ぜひお願いしたいと考えております。

3点目であります。景観と文化財、周辺環境に対する十分な配慮をお願いいたします。銚子市沖の有望な区域の周辺には、屏風ヶ浦が位置しております。断崖絶壁が続く大変美しい景観の屏風ヶ浦でありますので、国指定の文化財として名勝、天然記念物にも指定されております。とりまとめ案にありますように、選定された事業者には発電施設の設置に当たっては、景観への影響が最小限となるように文化財としての価値や周辺環境に対する十分な配慮をお願いしたいと思います。

以上3点について考え方を述べさせていただきましたが、銚子市としても漁業関係者、産業関係団体と連携しながら、今回の銚子市沖の洋上風力発電事業が全国のモデルケースとなるように全力を尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○永尾座長

越川市長、どうもありがとうございました。

続きまして旭市様、お願いいたします。

○小倉課長

旭市といたしましては、このとりまとめ案につきましては、漁業との共存共栄、また地域振興などに関するこれまでの議論の内容が全て盛り込まれていると考えております。したがって、このとりまとめ案について、旭市といたしましては、異存はございません。今後この意見を公募占用指針に十分に反映させていただきたいと思っております。

それと、これは一貫して申してきたことですが、この洋上風力発電の導入に関しましては、漁業との共存共栄がまず1点目の重要な課題だと思っております。これからも旭市は海匠漁協と連携・協力いたしまして進めていければなと希望しているところです。

以上です。

○永尾座長

小倉様、ありがとうございました。

次から行政関係に入る前に、ちょっと戻りまして千葉県漁連様から補足説明をするというふうになっています。一般財団法人千葉県漁業振興基金についての説明をお願いいたします。千葉県漁連様、お願いします。

○坂本代表理事長

千葉県振興基金について、補足の説明をいたします。

この振興基金は県の外郭団体であって、県内地区ごとの漁業振興に関する諸事業を実施しているものであります。既に設置してから随分経っておりまして、それぞれの地区における漁業振興のために様々な事業をやっている団体であります。

以上です。

○永尾座長

ようございますね。どうもありがとうございました。

続きまして、行政関係として、水産庁、お願いいたします。

○小林計画官

水産庁の小林でございます。聞こえておりますでしょうか。

今回の洋上風力発電区域ということでございますけれども、最長30年の占用許可が出るということで、かなり長い期間、海域を利用することになっております。

事業者の方が公募を経て選定されていくということになると思うんですけれども、今回とりまとめにもございましたし、千葉県漁連さん等から御発言がありましたとおり、発電事業者と地元の漁業者との信頼関係を築いていく。そして、漁業と発電事業というものが今後、長期間にわたって、協調・共生していく。そういうことができるような良好な関係を作っていくといったことがやっぱり重要だろうと考えております。

とりまとめになってしまうので、事務局に対してのお願いということになるろうとは思いますが、今後、地元の漁業者の方の意向が十分に反映されておりますこの「協議会の意見のとりまとめ」、この内容を、しっかり公募占用指針に反映していただきまして、うまく協調できるような事業者が選ばれるようにしていただきたいと考えています。

以上でございます。

○永尾座長

小林様、どうもありがとうございました。

続きまして、有識者の皆様からの御意見をお伺いしたいと思います。最初に東京理科大

学の菊池教授、お願いいたします。

○菊池構成員

菊池です。どうぞよろしく申し上げます。

これまで協議会でいろいろと議論してきたことが十分に盛り込まれていて、大変いいとりまとめであると思っておりました。こういったとりまとめを使って今後30年発電事業があるわけですが、この協議会が発電事業を見守っていくとともに育てていくということになるんだなということを強く感じました。おとりまとめ、どうもありがとうございました。

以上です。

○永尾座長

菊池様、ありがとうございました。

続きまして、日本エネルギー経済研究所理事でございます工藤様、お願いいたします。

○工藤構成員

どうもありがとうございます。工藤でございます。

本日御説明いただきました協議会意見、特に促進区域としての指定をするということについて異存はございませんし、留意点につきましても、十分にこれまでの議論を踏まえて網羅的に記載されていると思いますので異存はなく、当初たしかこの協議会の規定にあったとおり、構成員としてそのとりまとめ内容を尊重いたしたいと思います。

その上で、今後示されている留意点については、運用の在り方ということが問われると思いますので、その点について2点ほどコメントさせていただければと思います。

まず1回目の協議会でも申し上げたのですが、中長期的な日本のエネルギー、地球温暖化政策の観点から、特に脱炭素化というものを志向しなきゃいけないということでの洋上風力発電の貢献。この導入促進が、非常に重要な政策的な課題の一つになっているということを改めて皆さんと共有したいと思います。

その促進に当たって、将来的には洋上風力発電をはじめとした再生可能エネルギーの自立化というものが求められています。現時点では、ある意味広く国民負担に基づいて普及促進が図られているわけですが、将来的には経済性であったり、エネルギーインフラとし

での強靱性を兼ね備えた電源であることが求められるので、当然、本協議会の主要な論点でございます。漁業など地場産業と地域経済との共存共栄ということを図りながら、事業としての持続可能な経営が実施されることが重要であるということを強調したいと思います。

その上で、特にこの協議会における議論、プロセスは、今後他の地域でこの洋上風力事業の開発の先駆けとなっていく取組だと思っておりますので、今後の事業化促進を視野に入れた公平性とか公正性もしくは透明性と、そして、さらには計画性なり継続性というものを担保することの重要性というものがあつた程度留意されて実施されたということは、とても有意義な場であつたのではないかと感じております。

振興に関する留意点についてなのですが、洋上風力発電の実施に当たっては、やはり皆さんおっしゃるとおり地域の理解を得るということは非常に重要なことで、地域経済の活性化に事業者の方がどう貢献していくのかといったことは重要なポイントになるかと思つております。こういったことを契機として、地域の活性化に向けて、地元と事業者がいろいろな意味で協力していくことというのが期待されるのだと思つております。その際、やはり先ほども申し上げたように、地域との共存共栄には事業の継続性が不可欠ですので、事業性が維持できる、「合理的な範囲内で」という文言がございましたが、協力の在り方を協議していくことというのが重要なことと思つております。

さらに2点目、漁業との共存共栄。皆さん御指摘になつておられるとおり、選定事業者の方は、漁業関係者に対して丁寧な説明なり協議を行つて、信頼関係をちゃんとつくるということ。そして漁業との協調・共生・振興の取組を実施するための地元自治体の基金にいろいろな意味で出捐して、その基金運営で適正な運用を行う、それを確保する。

さらには、適切性というのは、やはり社会的な理解ということも含めて透明性の確保のための方策を確実に取るということが重要だと。この点も明記されておりますけれども、特にこの協議会の取組は、今後の洋上風力開発のプロセスにおける全国的に見た先駆け、先駆的なものになります。多分多く参照されていく事例になると思つておりますので、今後いろいろ具体化していく基金の規模とか運用の仕方、そしてその管理の仕組みといったものが、当然のことながらこれは地域の特性とか発電事業の経営状況というものを勘案した適正・合理的なものになっていくということが期待されると思つております。

そういったことも含めて、特に基金運用に関する情報の透明性を維持できる仕組み。監査という言葉もございましたが、そういった具体的な体制を構築して、基金の規模等に関して根拠等を明確にするなどして、当事者間で十分に協議していただいて、必要であるな

らば柔軟に調整するといった取組というものを構築していただくと。これがおそらくはこの後、この銚子のいろいろな意味でのプロセスを見ながら、新たに他の地域で事業を展開していくのに非常に有意義な形式であり情報になるかと思えます。その点について、いろいろな意味で留意して進めていただければということをご期待いたします。

以上でございます。

○永尾座長

工藤様、ありがとうございました。

続きまして、海洋エネルギー漁業共生センターの理事でございます渋谷様、お願いいたします。

○渋谷副座長

お疲れさまです。海洋エネルギー漁業共生センターの渋谷です。

非常によい協議会の意見のとりまとめになったと思って聞いておりました。私のほうからは、特に漁業との協調・共生という点から、2点ほど述べさせていただきたいなと思っております。

1つは、漁業との協調・共生についての協議会の今回の意見がまとまったのは、千葉県や銚子の漁業者の方々が、漁業と共生協調した洋上風力の先進地である長崎五島に何度も足を運んでいるということです。やっぱり五島の洋上風力の事例を参考にして、知見を高めていったということがすごく大きいんじゃないかなと思っております。自主的な勉強会も重ねた結果、こういう意見のとりまとめが出来上がってきたんじゃないかなと思っております。これが1点目です。

2点目です。2つ目は、漁業との協調・共生策を検討するための漁場実態調査は非常に重要です。具体的にどういうふうにするかというところは、まだまだ日本の国内でもはっきりした指針が固まっていない中ですので、洋上風力を設置する海域の漁業資源環境がどのようなものであるかを知ることで、要するに実態に沿った漁業協調・共生策を出すことができると思っております。ここがすごく大事になるかなと思っております。実態に沿わないような、絵に描いた餅のような共生・協調策にしないためにも、実態調査は必ず行ったほうがよいと重ねて述べさせていただきたいなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○永尾座長

渋谷様、ありがとうございました。

最後になりますが、海洋産業研究会の事務局長であります塩原様、お願いいたします。

○塩原構成員

海洋産業研究会の塩原です。

協議会意見のとりまとめの案に同意いたします。その上で一言、意見を申し述べたいと思います。

私ども海洋産業研究会は、平成26年から千葉県庁の主催する海洋エネルギーに関する研究会に参加してきております。また、NEDOの銚子市沖の実証機を存続させる際に、必要な漁業協調方策について、東京電力様、地元漁協様を交えた研究会の中で発表させていただいております。

この海域については、長い間、注目してきているところでございます。この意見書の中には、洋上風力発電と漁業との共存共栄ということが明示されております。この銚子市沖における洋上風力事業が、発電事業と漁業がウィン・ウィンの形で30年間、長く存続して、地元の経済や雇用に好影響を与えたというモデルになっていってほしいと考えております。

以上です。

○永尾座長

塩原様、ありがとうございました。

今回のこの計画で、環境・景観との調和というのが非常に強調されています。そういった観点から、構成員ではございませんが、環境省から、自然環境面に関して御発言がありましたら、お願いいたします。

○鈴木室長補佐

環境省の鈴木でございます。

しっかりととりまとめ案に記入していただいております。3の(7)に環境配慮事項ということで記載していただきました。ここに記載のあるとおり、鳥ですとか景観ですとか、

ポイントとなるようなことをここに列挙していただいております。選定された事業者さんには、風車の配置、規模、構造の詳細検討に当たりまして、こういったポイントについてきちんと予測・評価を行っていただいて、影響の回避・低減というところでの配慮をお願いできればと思います。

以上です。

○永尾座長

鈴木様、どうもありがとうございました。

これで構成員皆様の御意見を頂きまして、洋上風力に対する非常な期待、それからそれに対する周辺の振興に関しての御意見を伺いました。

今から全体を通じての御意見、御質問があったら頂戴したいと思います。発言をされたい方はチャットの中で発言すると打ち込んでいただきましたら、こちらから指名させていただきます。よろしく願いいたします。

何かございませんでしょうか。

工藤様、お願いいたします。

○工藤構成員

どうもありがとうございます。まずは、関係者の方々の御努力に敬意を表したいと思います。初めてこういう会議に参加して、こういう最後のとりまとめまで至るということで、特に様々な、これだけ数多くのステークホルダーの方々の情報を集約しながら意見集約をしていくというのは、いろいろな意味での御苦勞があったんじゃないかと思います。逆に言いますと、これだけ多くのステークホルダーが、こういった洋上風力開発ということをいろいろやる場合に非常に重要だということで、これまでそういったなかなかうまくいかなかったところが、より円滑に今後そういった適切な洋上風力開発につながっていくということを期待したいと思います。

まずは皆様、お疲れさまでした。

以上です。

○永尾座長

工藤様、ありがとうございました。

ほかに何かコメント、御意見、御質問がございましたら、お受けしたいと思います。

先ほど工藤様の多くのステークホルダーという言葉がございましたけれど、ネットの会議でこれだけの方々が非常に距離感なく話すことができる、議論することができるということで、これは今後ともコロナが済んだ後も大変使えるシステムであるなど痛感しております。

何かございましたら、お受けしたいと思います。

ございませんでしょうか。

特にございませんでしたら、事務局が提示しましたとりまとめ案、これは地域経済の振興というポイントと漁業との共存共栄、そして環境・景観との調和ということが非常にしっかりうたわれていて、それに関して皆様期待を込めて賛同なさっていると感じました。

その他の留意点としまして、公募の開始前及び公募期間中に、協議会の構成員による説明会を開催する。そして、公募参加者の説明会への参加を求めること、というふうにとまとめることができると思います。

今の事務局が提示したこの案に関して、問題がないということと理解しましたので、今後、事務局の協力を得ながら必要な修正をさせていただきます。最終的な意見のとりまとめは、座長である私、永尾に御一任いただく形でよろしいでしょうか。

異議がございましたら、メッセージでお願いいたします。

皆様から、異議なしという意見を頂いております。ありがとうございます。今、非常に多くの方から異議なしという御回答を頂いております。

これで御賛同いただいたということでまとめたいと思います。

以上をもちまして本日の協議会を閉じたいと思います。今回のこの協議会の実施に当たりまして、コロナ禍の中で、直接現地に赴いての調整、それからこういったネット会議の調整は非常に大変だったろうというふうに、事務局、関係各位の御努力に敬意を表します。今後とりまとめの方向が見えましたので、事務局及び国におかれましては、促進区域の指定に必要な手続に着手いただければと思います。

最後に今後の手続について、事務局からの補足をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○清水課長

清水でございます。

今後の手続について、私から簡単に補足させていただきます。

まず、本日の協議会のとりまとめを踏まえまして、続きまして促進区域の指定といったプロセスに入っていくということになります。この促進区域の指定に向けてですが、まずは有識者の方を含めた中立的な第三者委員会において、この促進区域の指定基準に適合しているかどうかといったことの判断をいたします。

その上で問題がないということでしたら、促進区域指定の案の公告、公衆縦覧、関係行政機関との協議、それから関係都道府県知事や本協議会からの意見聴取といった手続、これは法律上規定されてございますが、こうした手続を経まして、特段の支障がないことが確認されましたら、促進区域として指定するという流れになってございます。

その上で、促進区域として指定された場合には、続きまして事業者の公募といった手続に入っていくこととなります。今後は、その募集要領となります公募占用指針というものを当省と国土交通省で作成した上で、事業者の公募を開始するといった流れになります。

事務局からは以上でございます。

○永尾座長

ありがとうございました。

なお、本協議会に関しまして、公募の開始前及び公募期間中の協議会構成員による説明会の開催なども含めまして、今後とも再エネ海域利用法に基づくプロセスの進展に伴い、必要に応じて開催のお願いをさせていただくことになろうと思っております。引き続きよろしくお願いたします。

以上をもちまして、本日の協議会を終わりにしたいと思います。本日は御多忙のところ、御熱心に御討議いただきまして、大変ありがとうございました。これにて終わります。

— 了 —